



KPMG Webセミナー

PDPAの施行間近！最低限知っておきたい個人情報保護法対応と
グループ内ローンのBOIライセンス活用方法

4月22日（金） 14:00-15:00（タイ時間）

Cisco WebEx



三浦 一郎
Audit
Partner



柴田 智以
Tax
Partner



伊藤 進
Tax
Director



瀧本 雄斗
Legal
Senior Associate

KPMG Seminar

PDPAの施行間近！

最低限知っておきたい個人情報保護法対応と グループ内ローンのBOIライセンスの活用方法

本日の予定

時 間	項 目	講 師
14:00 – 14:05	ご挨拶	中島
14:05 – 14:20	外資規制の概略	柴田
14:20 – 14:35	グループローンにおけるBOIライセンス活用方法	伊藤
14:35 – 14:55	タイ個人情報保護法（PDPA）への対応	瀧本
14:55 – 15:00	ご挨拶	柴田・宮田

講師紹介



柴田 智以

Partner, Tax

日本国税理士
(現在未登録)

- 2002年にKPMGピートマーウィック（現KPMG税理士法人）に入社。主にタックスデューデリジェンス、M&A関連の税務アドバイザー業務に従事。
- KPMG Phoomchai Tax Ltd.（KPMGタイランド）には2011年から2013年まで駐在、その後2015年に転籍して現在に至る。
- 主に日系企業に対してタイの税制・法制度に関するアドバイザー、現地法人設立や組織再編等の法務・税務手続支援、M&A関連の業務に従事。



伊藤 進

Director, Tax

日本国税理士
(現在未登録)

- 2003年にKPMG税理士法人に入所。主に外資系金融機関及び投資ファンド等における税務コンプライアンス及び、アドバイザー業務に従事。
- KPMGバンコク事務所に2009年から2011年まで在籍し、2012年から2014年まではKPMGインドに駐在、現在に至る。
- 主に日系企業に対してタイの税制・法制度に関するアドバイザー、現地法人設立や組織再編等の法務・税務手続支援、BOI関連の業務に従事。



瀧本 雄斗

**Senior Associate,
Legal**

- 2015年に大手日系人材会社のタイ法人に入社。日本人とタイ人の採用支援の他、人材教育や人事評価制度構築等の人事コンサルティングにも従事。
- 2021年よりKPMGバンコク事務所のリーガル部門に勤務。



外資規制の概略

1. タイの外資規制の概要

外国人事業法（Foreign Business Act (“FBA”））の概要	
法律の目的	国内産業保護を目的として「外国人」がタイで行ってはならない「規制事業」を規定
管轄当局	商務省（Ministry of Commerce）
規定対象者	以下を総称して「外国人」という。 <ul style="list-style-type: none">タイ国籍を有さない個人（外国人）タイ国内で登記されていない法人（外国法人）タイ国内で登記された法人で、外資比率が50%以上の法人（外資企業）
規制事業	代表的な規制事業は、以下の2つ。 <ul style="list-style-type: none">タイ国内での販売（仕入・販売取引をいい、輸出は除く）サービス（賃貸借取引等を含むサービス取引全般） 規制事業を行っているかどうかは <ul style="list-style-type: none">収益を獲得する側の会社で判定会社が行う個々の取引単位で判定
例外的取り扱い	以下の場合には、外国人事業法の規制対象外として取り扱われる。 <ul style="list-style-type: none">商務省からForeign Business License (“FBL”)の発行を受ける形で、商務省から個別に認可を受けた事業BOIの投資奨励の認可を受けた事業タイ工業団地公社が運営するIEATに所在する会社がIEATから認可を受けた事業
罰則	違反した場合、以下のいずれか、もしくは両方の罰則が課される。 <ul style="list-style-type: none">3年以下の懲役100万バーツ以下の罰金

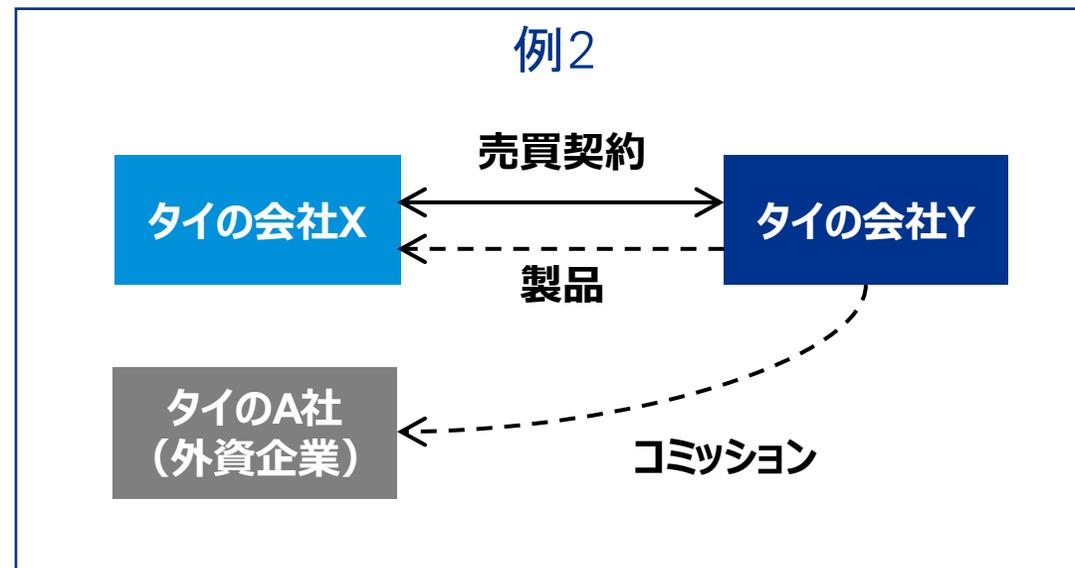
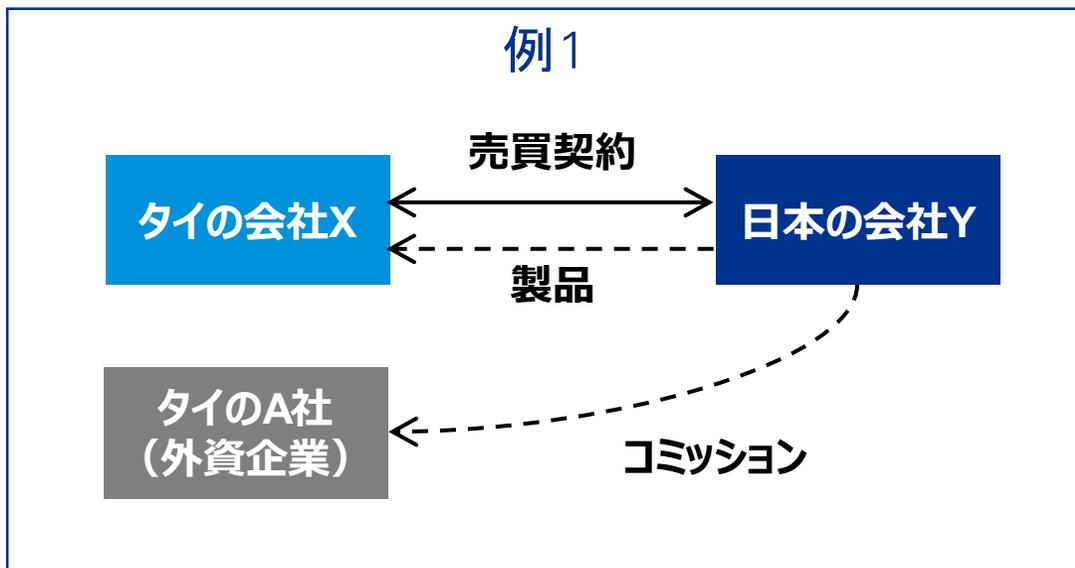
2. 販売業の規制

第3種規制事業： 外国企業に比較して国内産業の競争力が未だ弱いとみなされる事業（抜粋）

規制事業		例外規定
(11)	代理・仲介	以下のものを除く (a)商品・金融商品・有価証券の先物取引にかかる代理・仲介 (b)関係会社が行う製造やサービス提供に必要とされる製品の販売やサービスの代理・仲介 (c)資本金が1億バーツ以上の会社が行う、国内製造品や輸入品の海外市場や国内市場への販売を目的とした国際代理・仲介
(14)	小売	以下の資本金を有する会社を除く (a) タイ国内の5つ以内の店舗で小売を行う場合：1億バーツ以上の資本金 (b) タイ国内の6つ以上の店舗で小売を行う場合：1億バーツ + 2千万バーツ x (小売を行う店舗数 - 5) 以上の資本金
(15)	卸売	「1億バーツ x 卸売を行う店舗数」以上の資本金を有する会社を除く

2. 販売業の規制

代理・仲介業とは？

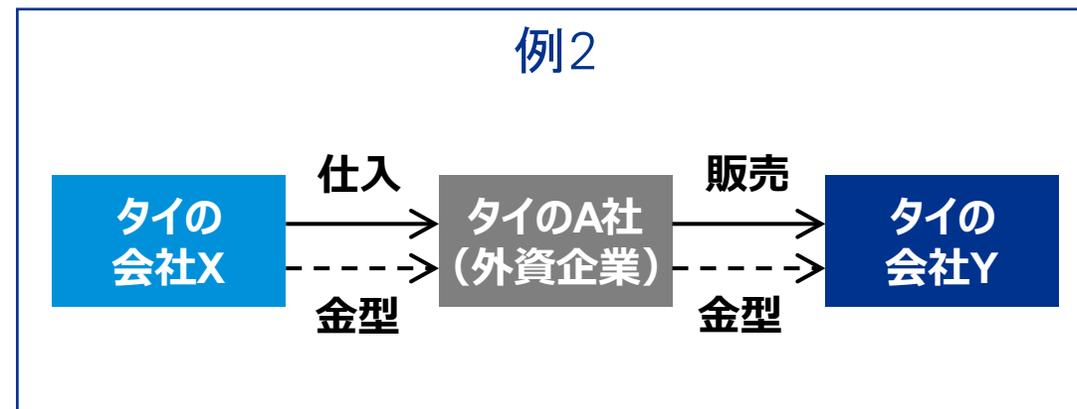
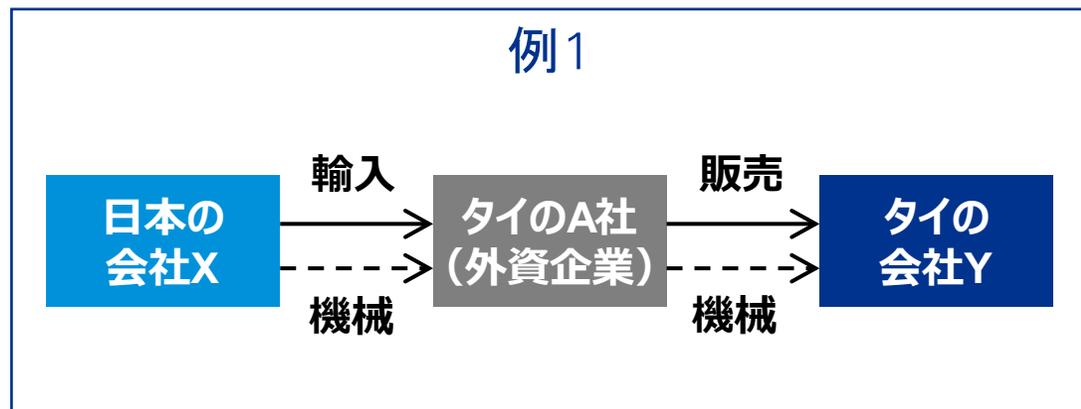


- 国際仲介・代理業として、A社が1億バーツ以上の資本金を有する場合には外資規制の対象外となる
- A社の資本金が1億バーツ未満の場合には、原則としてFBLを取得しない限り、A社はコミッションを受け取ることができない（FBLの取得には相当の理由が必要）

- タイ国内の仲介・代理に該当するため、A社が1億バーツ以上の資本金を有していても外資規制の対象外とならない
- 原則としてA社がFBLを取得しない限り、A社はコミッションを受け取ることができない（FBLの取得には相当の理由が必要）

2. 販売業の規制

小売業とは？

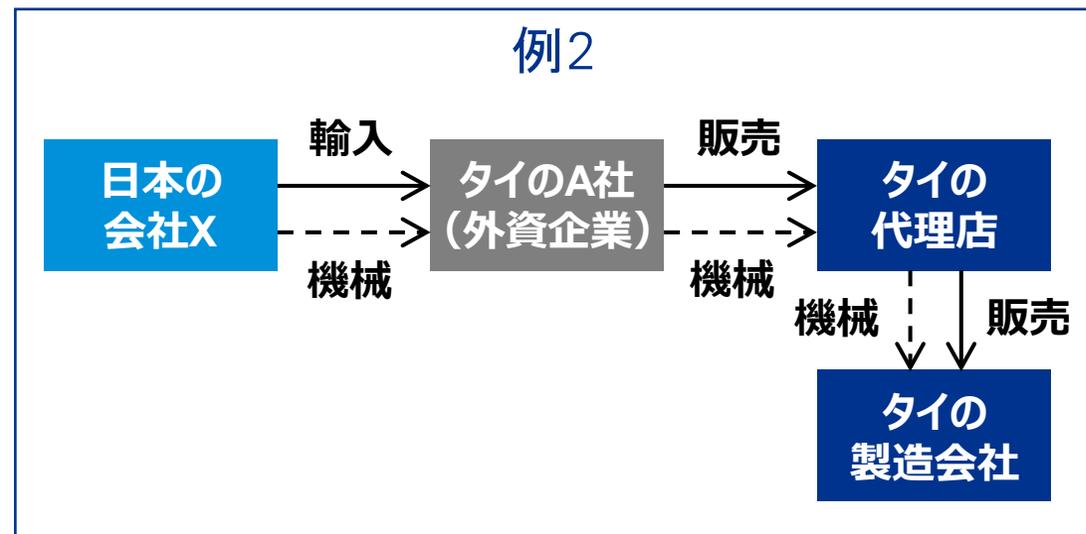
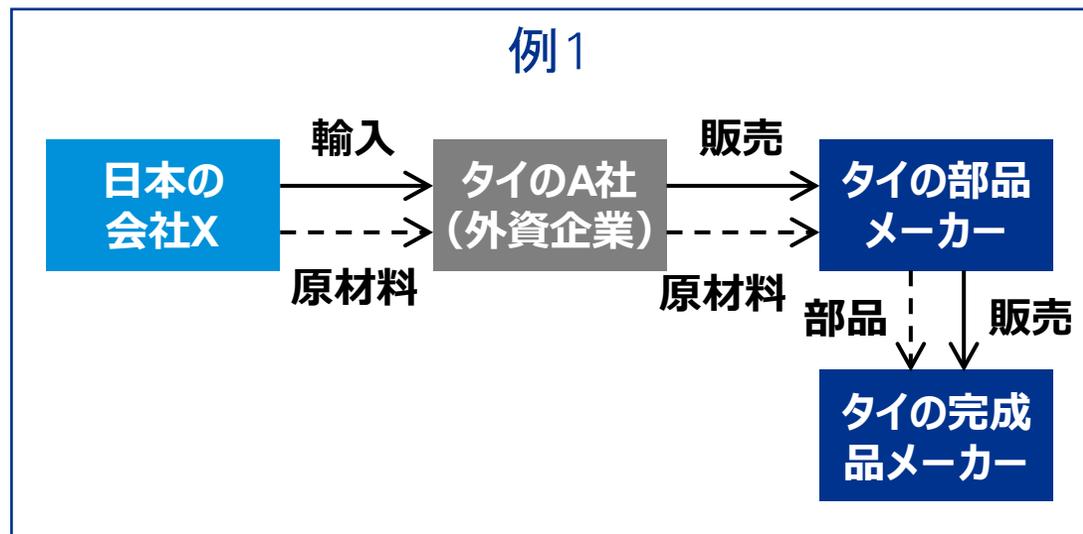


- 販売品が販売先で最終消費される取引は、小売に該当
- A社が機械を購入して、その機械を顧客に販売する取引について、その顧客の工場でその機械が使用される（最終消費される）場合には、小売に該当
- 小売業としてA社が1億バーツ以上の資本金を有する場合には外資規制の対象外
- A社の資本金が1億バーツ未満の場合には、原則としてA社は機械を販売することができない（実務上、FBLの取得は困難）

- 販売品が販売先で最終消費される取引は、小売に該当
- A社が金型を購入して、その金型を顧客に販売する取引について、その顧客の工場でその金型が使用される（最終消費される）場合には、小売に該当
- 小売業としてA社が1億バーツ以上の資本金を有する場合には外資規制の対象外
- A社の資本金が1億バーツ未満の場合には、原則としてA社は金型を販売することができない（実務上、FBLの取得は困難）

2. 販売業の規制

卸売業とは？



- 販売品が販売先で最終消費される取引は小売に該当、そうでない取引は卸売に該当
- A社が原材料を購入して、その原材料を部品メーカーに販売する取引は、その販売先の部品メーカーでその原材料をもとに部品を製造し、さらにその部品（原材料の形が変わったもの）が完成品メーカーに販売される（販売品が販売先で最終消費されない）ことから、卸売に該当
- 卸売業としてA社が1億バーツ以上の資本金を有する場合には外資規制の対象外

- 販売品が販売先で最終消費される取引は小売に該当、そうでない取引は卸売に該当
- A社が機械を購入して、その機械を代理店に販売する取引は、その販売先の代理店でその機械が使用される（最終消費される）わけではないことから、卸売に該当
- 卸売業としてA社が1億バーツ以上の資本金を有する場合には外資規制の対象外

3. 販売業の規制の例外

卸売業の例外（IPOの投資奨励）

IPO（International Procurement Office）	
対象事業	工業用の原材料・部品・半製品の輸出または国内卸取引
投資奨励恩典	<ul style="list-style-type: none">• 上記の対象事業取引の外資規制からの除外• 輸出用製品の原材料・部品・半製品の輸入にかかる輸入関税およびVATの免除• 対象事業に従事する外国人社員のワークパーミットおよびビザの優遇（外国人社員1人あたり2百万バーツの資本金および4名以上のタイ国籍従業員の雇用という要件の免除）
特定要件	<ul style="list-style-type: none">• 1千万バーツ以上の払込み資本金を有すること• 工業用の原材料・部品・半製品を調達すること• 少なくともタイ国内を含む複数の調達先を有すること（国内調達比率が10%以上であること）• 自社倉庫またはレンタル倉庫を有し、ITシステムによって在庫管理を行うこと• 品質管理や梱包等の物品調達・管理のための活動を行うこと
一般要件	<ul style="list-style-type: none">• 投資奨励申請時の直近期の監査済み財務諸表上の総負債が純資産の3倍以内であること• 投資奨励書の発行日から3年以内に申請したとおりの事業を開始すること• 上記の3年以内に対象事業に使用する新規の固定資産（ゴルフ会員権や車両を除く）を最低でも1百万バーツ以上取得すること

4. サービス業の規制

第3種規制事業： 外国企業に比較して国内産業の競争力が未だ弱いとみなされる事業（抜粋）

規制事業		備考
(21)	その他のサービス	<ul style="list-style-type: none"> 第3種規制事業のリストに(6)会計サービス、(7)法律サービス、(8)建築サービス、(9)エンジニアリング、(16)広告、(17)ホテル、(18)ツアーガイド、(19)飲食などが列挙されているが、(21)に「その他のサービス」とある。 この「その他のサービス」は、賃貸借取引も含む定義となっており、不動産や動産のリース取引、グループ会社へのローンやサービス提供も含まれる。 ただし、2019年6月に外国人事業法が一部改正され、下記の一定のグループ会社向けのローンやサービス提供は外資規制の対象外と取り扱われることになった。 上記の一定のグループ会社向けのローンやサービス提供に該当しない場合には、引き続き(1)FBLの取得、(2)BOI投資奨励の取得、(3)タイ工業団地公社が運営するIEATに所在する場合にはIEATから認可の取得の3つを検討する必要がある。

外資規制の対象外とされる一定のグループ会社向けのローンやサービス提供

次ページに示す一定のグループ会社向けのローンやサービス		備考
1	タイ国内の金銭貸付（通貨の制約なし）	海外のグループ会社向けのローンは対象外
2	オフィススペースの賃貸（水道光熱費の請求を含む）	工場や倉庫スペースの賃貸は対象外
3	マネージメント、マーケティング、人事、ITに関するコンサルティングサービス	左記に該当しない経理、財務、法務、エンジニアリングなどのサービスは対象外

4. サービス業の規制

外資規制の対象外とされる一定のグループ会社の範囲

以下のいずれかに該当するグループ会社		例（以下のX社とY社の関係）
1	一方の法人の過半数の株主（保有割合を問わず、株主数で判定）が、他方の法人の株主の過半数（保有割合を問わず株主数で判定）である関係	
2	一方の法人の25%以上の株式を保有する株主が、他方の法人の25%以上の株式を保有する関係	
3	一方の法人が、他方の法人の25%以上の株式を保有する関係	
4	一方の法人の経営権を有する取締役の過半数が、他方の法人の経営権を有する取締役の過半数を占める関係	

5. サービス業の規制の例外

グループ会社向けサービス業の例外（IBCの投資奨励）

IBC（International Business Center）	
対象事業	<p>国内および海外の関係会社（直接又は間接に25%以上の資本関係を有する会社）に対する以下のサービス</p> <ol style="list-style-type: none">1. 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション2. 製品の研究開発3. 商品等の調達サポート4. 技術サポート5. マーケティング及び販売促進6. 財務アドバイザー7. 人事管理・人事研修8. 財務アドバイザー9. 経済・投資分析、調査10. トレジャリーセンター業務（タイ中央銀行からトレジャリーセンターの認可を得る必要あり）11. 国際調達・販売（1～10のサービスに関連して行われるもの）12. その他歳入局長官が認めるサービス
投資奨励恩典	<ul style="list-style-type: none">• 上記の対象事業取引の外資規制からの除外• 対象事業に従事する外国人社員のワークパーミットおよびビザの優遇（外国人社員1人あたり2百万バーツの資本金および4名以上のタイ国籍従業員の雇用という要件の免除）
特定要件	<ul style="list-style-type: none">• 1千万バーツ以上の払込み資本金を有すること• IBCの業務にフルタイムに従事する従業員が10名以上（トレジャリーセンター業務のみを行う場合は5名以上）であること
一般要件	<ul style="list-style-type: none">• 投資奨励申請時の直近期の監査済み財務諸表上の総負債が純資産の3倍以内であること• 投資奨励書の発行日から3年以内に申請したとおりの事業を開始すること• 上記の3年以内に対象事業に使用する新規の固定資産（ゴルフ会員権や車両を除く）を最低でも1百万バーツ以上取得すること

5. サービス業の規制の例外

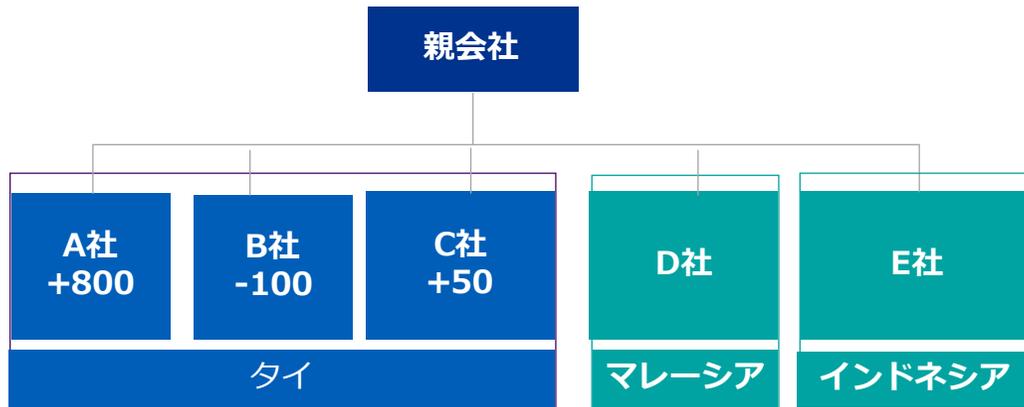
グループ会社向けサービス業の例外（TISOの投資奨励）

TISO（Trade and Investment Support Office）	
対象事業	関係会社（直接又は間接に25%以上の資本関係を有する会社）又は第三者に対する以下のサービス 1. 関係会社へのモニタリングサービス(事務所の賃貸を含む) 2. 事業の運営に関するアドバイス(株式や外国為替の売買に関するものを除く) 3. 商品調達に関する情報提供サービス 4. エンジニアリング/技術サービス(建築・土木に関するものを除く) 5. 自社及び自社グループの製品（機械・工具・器具）の据付・メンテナンス・修理・レーニング 6. 計測器校正 7. 国内製造品(完成品を除く)の卸売 8. 通信ネットワークを通じた国際的なビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス
投資奨励恩典	<ul style="list-style-type: none">上記の対象事業取引の外資規制からの除外対象事業に従事する外国人社員のワークパーミットおよびビザの優遇（外国人社員1人あたり2百万バーツの資本金および4名以上のタイ国籍従業員の雇用という要件の免除）
特定要件	<ul style="list-style-type: none">TISOの業務について、毎年1千万バーツ以上の販売費及び一般管理費を使用すること
一般要件	<ul style="list-style-type: none">投資奨励申請時の直近期の監査済み財務諸表上の総負債が純資産の3倍以内であること投資奨励書の発行日から3年以内に申請したとおりの事業を開始すること上記の3年以内に対象事業に使用する新規の固定資産（ゴルフ会員権や車両を除く）を最低でも1百万バーツ以上取得すること



グループローンにおける BOIライセンス活用方法

1. 日系企業からのグループローン問い合わせ事例



1. A社の余剰資金を、資金需要のあるD社向けに海外貸出したい
2. タイ国内においてA社をプールリーダー、B社・C社をプールメンバーとするキャッシュプーリングを実施したい

実施にあたっての検討課題	
海外向け外貨貸付	<ul style="list-style-type: none"> • A社に関して以下事業ライセンスの取得可能性検討 (A社がタイ内資企業の場合は検討不要) <ol style="list-style-type: none"> 1. IBC 2. TISO 3. FBL (商務省からの事業許可) • 適正な金利設定の検討 (移転価格税制)
タイ国内バーツ建 キャッシュプーリング	<ul style="list-style-type: none"> • AおよびC社に関して以下の事業ライセンスの取得可能性及び外資規制免除の検討 (各社がタイ内資企業の場合は検討不要) <ol style="list-style-type: none"> 1. IBC 2. TISO 3. FBL免除対象となるか 4. FBL (商務省からの事業許可) • 適正な金利設定の検討 (移転価格税制)

2. IBC対象事業の拡大

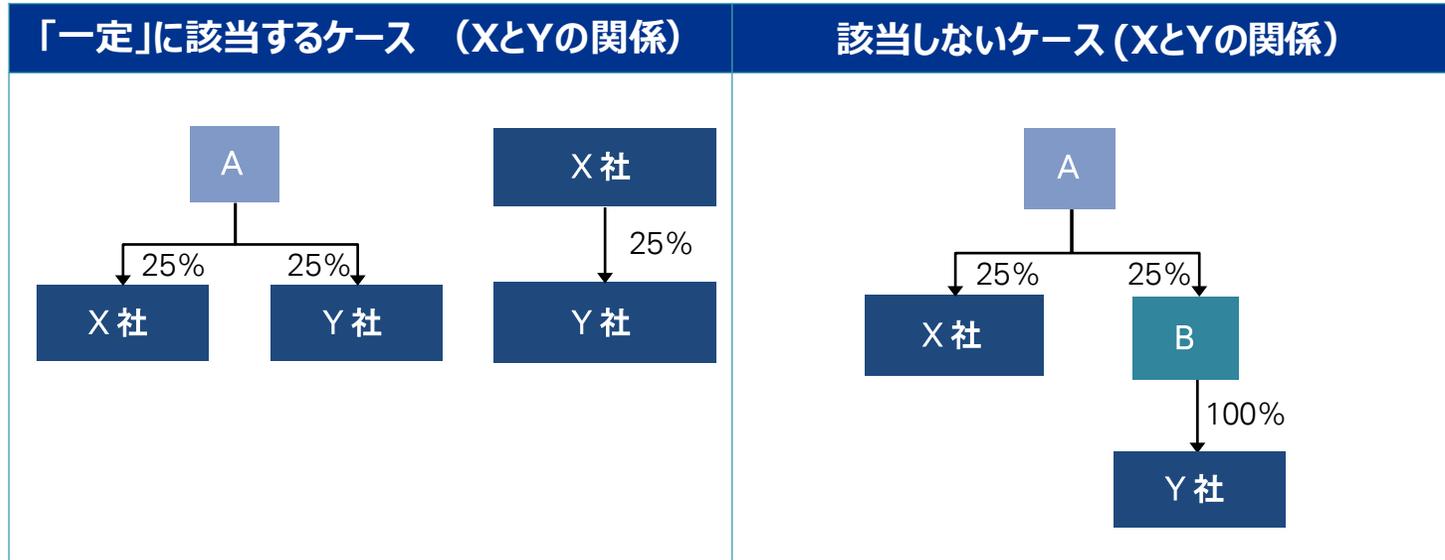
IBC (International Business Center)	
対象事業	<p>国内および海外の関係会社（直接又は間接に25%以上の資本関係を有する会社）に対する以下のサービス</p> <ol style="list-style-type: none">1. 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション2. 原材料及び部品の調達3. 製品の研究開発4. 技術サポート5. マーケティング及び販売促進6. 人事管理・人事研修7. 財務アドバイザー8. 経済と投資の分析及び研究9. ローン管理・コントロール10. Treasury Centerの財務管理サービス（別途タイ中銀からの許可が必要）11. 国際貿易事業12. 上記10の業務範囲外の関係会社への貸付で、為替管理法に基づいて実施可能なもの。例として、<ul style="list-style-type: none">▪ タイ国外にある関係会社への外貨貸付▪ タイ国内にある関係会社へのタイバーツ貸付▪ ベトナム、およびタイと国境を接する国の関係会社へのタイバーツ貸付。借入れた企業はタイまたはその国での貿易または投資にのみ使用すること。13. その他歳入局長官が認めるサービス
特定要件	<ul style="list-style-type: none">• 1千万バーツ以上の払込み資本金を有すること• IBCの業務にフルタイムで従事する従業員が10名以上（トレジャリーセンター業務のみを行う場合は5名以上）であること• 関係会社への貸付業務を行う場合、上記事業範囲の1から9のうち1つ以上を有すること。

3. TISO対象事業の拡大

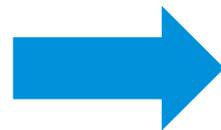
TISO (Trade and Investment Support Office)	
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係会社へのモニタリングサービス(事務所の賃貸を含む)。並びにトレジャリーセンターの業務範囲外の関係会社への貸付で、為替管理法に基づいて実施可能なもの。例として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ タイ国外にある関係会社への外貨貸付 ・ タイ国内にある関係会社へのタイパーツ貸付 ・ ベトナム、およびタイと国境を接する国の関係会社へのタイパーツ貸付。借入れた企業はタイまたはその国での貿易または投資にのみ使用すること。 2. 事業の運営に関するアドバイス(株式や外国為替の売買に関するものを除く) 3. 商品調達に関する情報提供サービス 4. エンジニアリング/技術サービス(建築・土木に関するものを除く) 5. 自社及び自社グループの製品(機械・工具・器具)の卸売のための輸入・据付・メンテナンス・修理・トレーニング・機器校正 6. 国内製造品の卸売 7. 通信ネットワークを通じた国際的なビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス
特定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ TISOの業務について、毎年1千万パーツ以上の販売費及び一般管理費を使用すること ・ 関連会社への貸付業務を行う場合、上記事業範囲のうち貸付業務以外の業務範囲を1つ以上有すること。

4. 外資規制免除 or FBL取得

「一定」のグループ会社に対してはタイ国内に限りローンの提供が可能



XとYが親子関係または、兄弟関係の場合のみ「一定」に該当

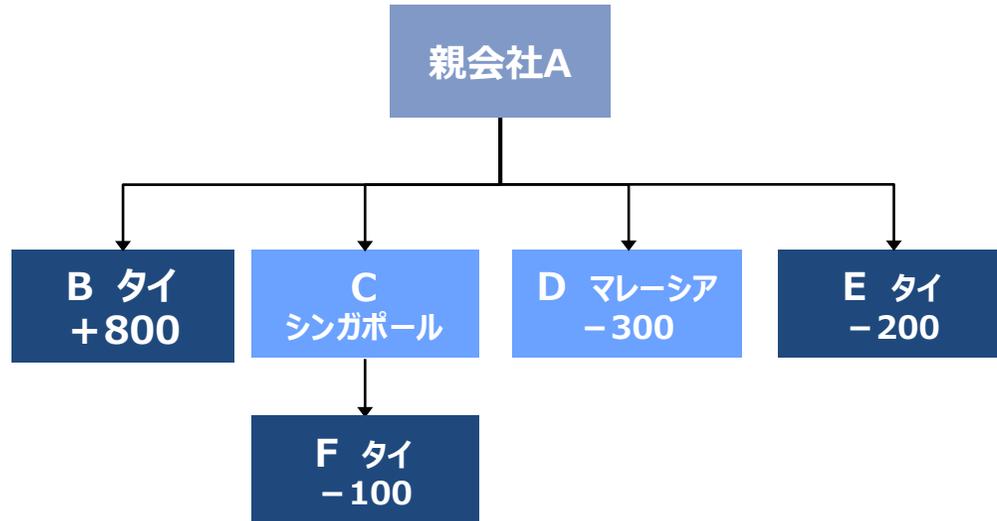


「一定」に該当しない場合、原則に立ち返りFBLの取得検討

FBL申請の留意点

- 商務省の審査が必要であり、申請会社の財務状況等によっては許可が降りないケースもある
- タームローンについては貸付契約ごとのライセンスとなり、金額及び期間は固定され、期間経過後は再度ライセンス取得が必要となる可能性あり
- 申請するビジネス規模に応じた増資額を指定される
- ライセンス申請手数料が発生する（最大25万バーツ）

5. ケーススタディー①



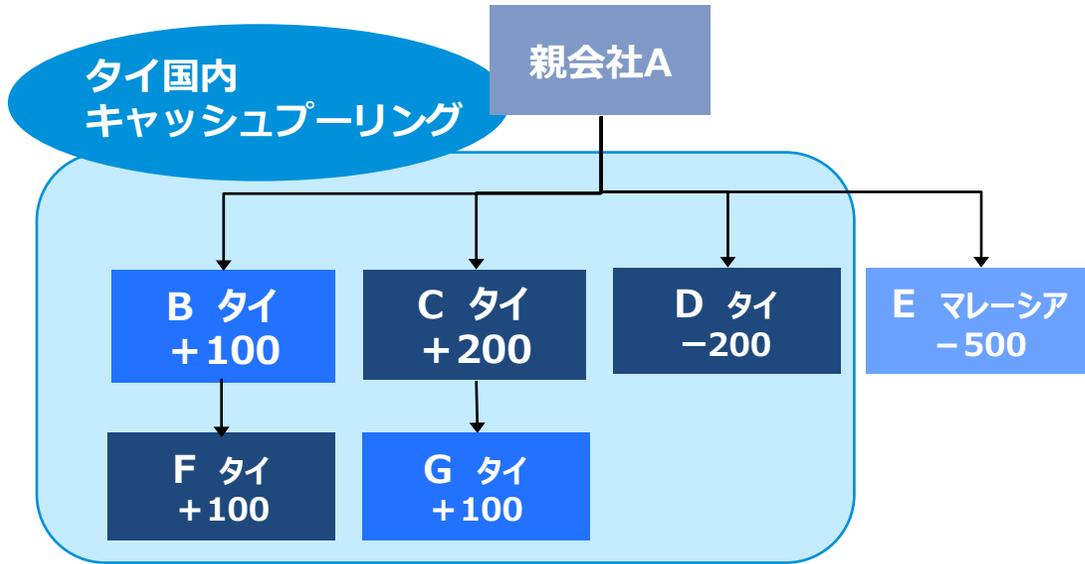
【前提】

上記資本はすべて100%保有関係

- A社：日本の親会社であり機械設備メーカーを営む
- B社：機械設備の製造・組み立て。余剰資金あり。
- C社：ASEANの営業統括本部
- D社：製造業。資金不足。
- E社：機械設備の部品製造。資金不足。
- F社：タイの営業拠点。資金不足。

	経営課題	検討事項
B社	<ul style="list-style-type: none"> • 余剰資金について、配当以外の方法で活用したい • ASEAN域内の技術支援・調達支援を検討中 	<ul style="list-style-type: none"> • B社は新規IBCの取得を検討 • 技術支援・調達支援に従事する従業員数を確保できるか • 統括機能がビジネスとして成立するか • IBC取得が可能な場合、D社への海外貸出、E社・F社への国内貸出、いずれも可能となる • IBC取得が難しい場合、E社への貸出はFBL免除適用が可能であるが、D社およびF社への貸出についてはFBLを取得を検討しなければならない
D社	<ul style="list-style-type: none"> • 業績不振により資金不足 	
E社	<ul style="list-style-type: none"> • 設備投資の予定があり資金不足 	
F社	<ul style="list-style-type: none"> • 客先からの代金回収遅延があり慢性的な資金不足 	

5. ケーススタディー②



【前提】

上記資本はすべて100%保有

- B社：製造拠点・資金余剰
- C社：営業拠点・資金余剰
- D社：製造拠点・資金不足
- E社：製造拠点・資金不足
- F社：製造拠点・資金余剰
- G社：機械設備の設置サービス・TISOを保有・資金余剰

	経営課題	検討事項
B社	<ul style="list-style-type: none"> タイ国内でB社をリーダー、C・D・F・G社をメンバーとしたキャッシュプーリングを行いたい 	<ul style="list-style-type: none"> B社は新規IBCの取得を検討 IBC取得が可能の場合、B社はキャッシュプーリングのプールリーダーになることが可能。またE社への海外貸出も可能
C社	<ul style="list-style-type: none"> 余剰資金があり、現在は銀行へ定期預金として預け入れている 	<ul style="list-style-type: none"> C社はFBL免除に該当し、プールメンバーとなる D社は借り入れ側であるため、現時点では検討不要 F社はFBL免除に該当し、プールメンバーとなる
D社	<ul style="list-style-type: none"> 業績不振により資金不足 	<ul style="list-style-type: none"> G社はFBL免除対象外であるがTISOを保有しているため、プールメンバーとなる
E社	<ul style="list-style-type: none"> 業績不振により資金不足 	<ul style="list-style-type: none"> B社のIBC取得が難しい場合、G社のTISOライセンスを活用し、G社がリーダー、B・C・D・F社がメンバーとなるスキームを検討する
F社	<ul style="list-style-type: none"> 余剰資金があり、現在は銀行へ定期預金として預け入れている 	<ul style="list-style-type: none"> G社のTISOライセンスにつき、貸出業務追加申請をすることで、G社はプールリーダーになることが可能 B社はFBL免除対象外であるため、プールメンバーになるにはFBLの取得が必要
G社	<ul style="list-style-type: none"> 余剰資金があり、現在は銀行へ定期預金として預け入れている 	<ul style="list-style-type: none"> C社はFBL免除に該当し、プールメンバーとなる D社はFBL免除対象外であるが、借り入れ側であるため、現時点ではFBL不要 F社はFBL免除対象外であるため、プールメンバーになるにはFBLの取得が必要



タイ個人情報保護法 (PDPA)への対応

アジェンダ

1. 個人情報保護法（PDPA）の概略
2. これだけは準備したい最重要ポイント
3. もう一歩先の運用方法



1. タイ個人情報保護法 (PDPA)の概略

タイ個人情報保護法（PDPA）の概要

背景

1. 2019年5月に個人情報保護法（Personal Data Protection Act B.E. 2562 (2019)) の一部条文が施行され、2020年に完全施行の予定とされていた。
2. COVID-19の影響を受け、2020年に完全施行までに1年間延長され、更に2021年にも1年間の再延長があった。
3. 2度の延期を経て、今年2022年6月1日に完全施行となる予定。

内容

- 基本的に個人情報の取り扱いにあたって通知と同意が求められる。
- 違反には下記罰則が定められており、金銭的な損失だけでなく、違反が周知されることで風評被害や会社ブランドへのダメージを被ることも考えられる。

罰則

- 民事責任：実損害 + 法廷で言い渡された損害額の2倍までの賠償金
- 刑事責任：1年以下の禁固、100万バーツ以下の罰金のいずれかまたは両方
- 行政責任：最大500万バーツの課徴金

個人情報とは？

一般個人情報

個人に関する情報で、直接又は間接的に個人を特定することができる情報。但し、故人の情報を除く。

具体例

- 氏名
- 個人識別番号（ID）
- 電話番号
- 住所
- メールアドレス
- IPアドレス
- 従業員の業績評価
- 顔写真
- CCTVの映像記録 など

センシティブ個人情報

人種、民族、政治的思想、哲学的思想、宗教的思想、性的行動、犯罪歴、健康、遺伝、生体に関する個人情報。その他、個人情報保護委員会が定める情報。

以下の場合を除き、**原則として情報収集は禁止。**

- 個人情報の主体から明確な同意を取得している場合
- 情報主体に同意を提供する能力がない場合で、生命・身体・健康の危険を防止又は抑制する目的の場合
- 非営利団体等の内部での開示を目的とし、非営利団体等の構成員等が適切な活動目的で行う場合
- 明確な同意のもとに、その本人によって公に開示されている情報の場合
- 法的権利の主張に必要な場合
- 特定の目的の達成のために法律の要請に従う場合

PDPAのキープレイヤー



情報主体 Data Subject

- 故人を除く人
- 個人情報収集、利用、開示される者



情報管理者 Data Controller

- 個人または法人
- 個人情報の収集・利用・開示についての決定権を有する者



情報処理者 Data Processor

- 個人または法人
- 情報管理者の指示に従って、または情報管理者に代わって個人情報の収集・利用・開示を行う者



情報保護責任者 Data Protection Officer (DPO)

- 情報処理者または情報管理者から選任された者
- PDPAに規定される義務に関するコーディネーション、アドバイス提供等を行う者

情報処理とは？

個人情報を取り扱う幅広い活動のこと



収集

- 従業員情報の収集
- 個人情報を含む顧客、サプライヤー情報の収集
- 求人募集時の候補者情報の収集



利用

- 情報の加工、編集
- 情報をもとに市場分析
- 情報をもとにサービスの提供



開示

- 情報の共有
- 顧客へのサプライヤー情報の開示
- 外注先への個人情報の開示



保管

- 紙媒体での保管
- 電子ファイルでの保管

留意点

情報処理にあたって、

- ✓ 情報主体へ事前に情報収集の旨を**通知**し、
- ✓ 情報利用・開示・保管について**同意**を得る必要がある。



2. これだけは準備したい 最重要ポイント

現状分析

文書作成

従業員
トレーニング

01

現状認識

各部署ごと、機能ごとの個人情報の取り扱い状況の確認

02

評価

PDPAに遵守できていない業務の洗い出し、評価

03

分析

PDPAで定められる要求とのギャップ分析

04

計画

To doの決定、スケジュール作成

具体的なアクションへ



6月の完全施行までに必要となる主な書類

プライバシーノティス
(第23条)

情報主体に対し、個人情報の収集時又はその前に個人情報をどのように利用し、またどういった情報保護施策を講じるかを説明するもの。具体的には以下の内容を含む必要がある。= **通知義務**

- 収集の目的
- 法律や契約の要請により個人情報の提出が必要な旨、及び提出しなかった場合の影響
- 収集対象となる個人情報の内容及びその個人情報の保管期間（見込期間）
- 収集した個人情報が開示される場合の開示先に関する情報
- 情報管理者（情報管理者の責任者又はDPO）の連絡先及び連絡手段
- 情報主体の権利（個人情報へのアクセス・利用期限・削除・破棄・匿名化の要求）

同意書
(第19条、24条)

個人情報の収集の取得にあたり、情報主体から同意を得るもの。情報主体から書面又は電磁的記録の方法により同意を得る必要がある。具体的には以下の内容がある。= **同意取得義務**

- プライバシーノティスの内容
- 個人情報の何が収集されるのかと、その収集の目的
- 情報主体の同意表明

但し、第24条に該当する場合、同意なしに個人情報を取得できる。

(1) 歴史書の作成や公共の利益の達成、(2) 生命・身体・健康の危機防止の目的、(3) 情報主体が契約当事者である場合の、契約を締結するために行われる、(4) 公共の利益のための業務遂行、(5) 情報主体の基礎的権利を侵害しない範囲での情報管理者等の正当な利益のために行われる、(6) 情報管理者の法令遵守のために行われる場合。

必須書類① プライバシーノーツ「従業員向け」の例

Privacy Notice

1. Definition

1. Personal data means...

2. Categories of personal data which the company collect

3. Source of personal data

- i. Via documents...
- ii. Verbal communication...

4. Purpose of collecting personal data of personnel

- i. Legal basis
- ii. Purpose of collection
 - a) For human resource management...
 - b) ...

5. Impact from the refusal in providing personal data

The company will collect your personal data for...
In the event where you do not provide...the company...

6. Disclosure, transmission or transfer of personal data

7. Retention period of personal data

The company will collect and retain your personal data...

8. Rights of data subject in the processing of personal data

9. Channel and contact information of the company

...

「従業員向け」の特徴と運用ポイント

- 従業員向けの場合、情報の種類が多い。
例えば、顔写真、学歴、語学スキル、銀口座情報、健康診断結果などがあり、センシティブデータを含むこともある。
- 従業員からの情報は量が多いため、プライバシーノーツが10ページ近くになることもある。
- 収集・利用・開示だけでなく、退職があった後の保管期間についても検討が必要。
- この他によく使われるのが、従業員になる前の「採用候補者」に対しても別途プライバシーノーツの準備が必要。
- 情報提供をしない権利もあるため、その場合どういった対応をするのかも検討する。

必須書類① プライバシーノーツ「来客者向け」の例

Privacy Notice

1. Definition

1. Personal data means...
2. ...

2. Categories of personal data which the company collect

3. Source of personal data

- i. Via CCTV...
- ii. Body temperature...

4. Purpose of collecting personal data of personnel

- i. Legal basis
- ii. Purpose of collection
 - a) For maintaining security...
 - b) ...

5. Impact from the refusal in providing personal data

6. Disclosure, transmission or transfer of personal data

- i. Government agencies...

7. Retention period of personal data

8. Rights of data subject in the processing of personal data

9. Channel and contact information of the company

...

「来客者向け」の特徴と運用ポイント

- 来客者が対象なので、簡潔で要点を抑えた内容にする必要がある。
- 来客者から得る個人情報には、CCTVの映像記録や体温チェックの記録なども含まれる。
- プライバシーノーツの運用方法に工夫が必要。
受付や入口のわかりやすいところに配置する、QRコードを用意するなど。

留意点

- ✓ Web上での運用も考えられる。
- ✓ 例に挙げた「従業員向け」、「来客者向け」のプライバシーノーツに限らず、顧客、サプライヤー、株主向けなど複数のパターンを用意する必要がある。

必須書類② 同意書の例

Letter of Consent

Please read Privacy Notice before...

- Agree that the company can collect XXX data
- Agree that the company can collect YYY data
- I have read and understand...

Signature _____

Name and Surname _____

Date _____

同意書の特徴と運用ポイント

- プライバシーノーツと違い、署名を得る必要がある。
- プライバシーノーツの内容に対する同意であるため、書類自体のボリュームは少ない。
- センシティブデータを扱う際には同意書が必須。
- 署名を得た後の保管が必要。
- セキュリティ面での強化が必要かを検討し、必要に応じて対策を講じる。

留意点

- ✓ PDPAの必須書類（プライバシーノーツ、同意書）の内容が、PDPAだけではなく、他の法律にも遵守する必要があるため、専門家への相談を推奨。

トップマネジメントの危機意識だけでは対応出来ず、会社全体で取り組む必要がある

- 適用範囲が広く、様々な場所での対応が必要である。
- 部署毎に個人情報利用の目的は異なり、収集の対象も異なる。
- 個人情報を扱う（情報処理をする）のは、スタッフレベルであることも多くある。



※こちらは一例です。ビジネス内容や会社規模等によって、部署毎のトレーニングの必要性が異なる場合がございます。

留意点

- ✓ 個人情報を取り扱う全ての従業員がPDPAを理解し、適切に業務を行えるようにする。
- ✓ トレーニングを専門家に任せてしまうのがベター。



3. もう一步先の運用方法

情報処理の記録

情報の保管・ 破棄

記録保持（第39条）

以下の事項を書面又は電磁的記録にて保管しなければならない

- 収集した個人情報の内容、カテゴリー別の収集目的、利用又は開示目的
- 情報管理者に関する情報
- 個人情報の保存期間、個人情報へのアクセス権、アクセス方法、アクセス条件
- 情報主体から得た利用又は開示の同意内容
- 情報主体からの個人情報へのアクセス・利用制限・削除・廃棄・匿名化の要求を拒否した記録
- 適切な安全管理措置に関する説明

情報の破棄

- プライバシーノートイスで定めた保管期間に従い、データを破棄する

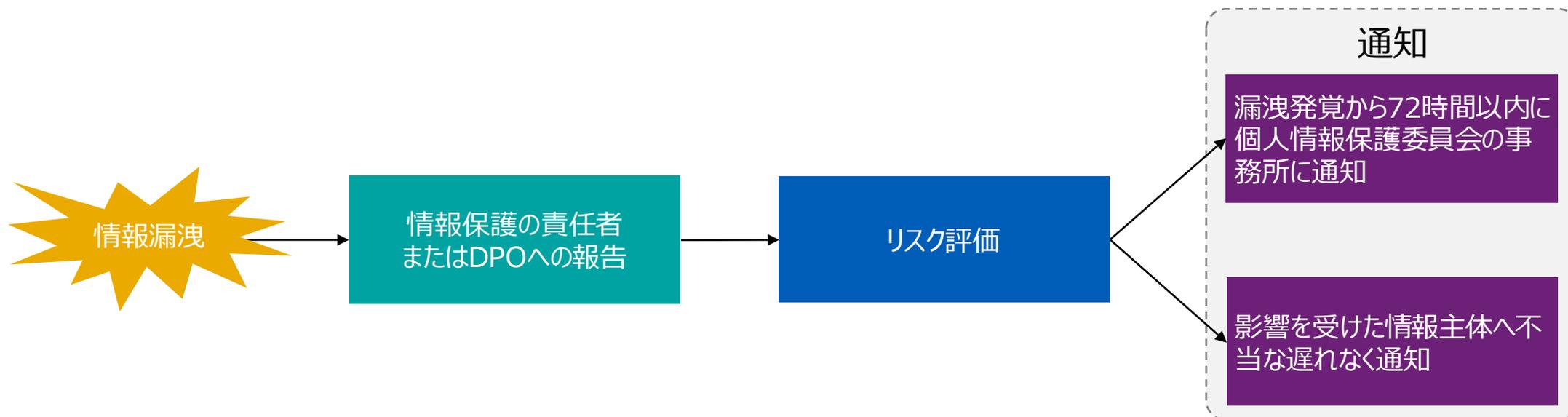
記録台帳の例

担当		個人情報の内容			個人情報の収集				利用・開示		データ保管			
部署	部門	情報主体	種類	内容	収集日	収集先	目的	通知・同意取得内容	目的	通知・同意取得内容	保存期間	保存場所	アクセス権	情報管理者名

情報漏洩への対策

情報管理体制を整える

個人情報の紛失や漏洩等のないよう組織的且つ技術的な安全管理措置をとる必要があり、情報漏洩があった場合、以下の対応が求められる。(第37条)



留意点

- ✓ リスク削減のために、必要最小限の情報を保管するようにする。
- ✓ 情報の保管場所や情報へのアクセス権の再確認と、必要に応じてセキュリティ対策を施す。
- ✓ 情報保護の責任者を選任し、従業員が情報漏洩時の対処方法を理解している必要がある。

お問い合わせ先



柴田 智以
パートナー
(税務)

tshibata1@kpmg.co.th
+66 2 677 2563



伊藤 進
ディレクター
(税務)

sito1@kpmg.co.th
+66 2 677 2447



瀧本 雄斗
シニアアソシエイト
(法務)

ytakimoto1@kpmg.co.th
+66 2 677 2000



home.kpmg/th



[Twitter: @KPMG_TH](https://twitter.com/KPMG_TH)

[LinkedIn: linkedin.com/company/kpmg-thailand](https://www.linkedin.com/company/kpmg-thailand)

[Facebook: facebook.com/KPMGinThailand](https://www.facebook.com/KPMGinThailand)

[YouTube: youtube.com/kpmginthailand](https://www.youtube.com/kpmginthailand)

[Instagram: instagram.com/kpmgthailand](https://www.instagram.com/kpmgthailand)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.